

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 1 月 13 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500517号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500096号

第1 結論

昭和47年8月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年8月から昭和50年3月まで

請求期間については、夫の勧めもあって国民年金に夫婦で加入することとなり、夫が昭和47年8月頃に加入手続をし、国民年金保険料についても夫が納付をしたはずである。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の夫が、昭和47年8月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間において国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、請求者の夫は既に亡くなっており、その証言を得ることができない上、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与していないことからこれらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日により、請求期間後の昭和53年3月頃にA市で払い出されたものと推認され、同市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、手帳交付年月日欄に「53.3.6」と記載されていることが確認できることから、請求者は、当該払出時点まで国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を請求期間当時に納付することができない上、当該被保険者名簿の備考欄には、請求期間が未納期間である旨の記載がされていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の夫の記号番号が払い出されたのは昭和47年9月30日であることが確認できるところ、当該記号番号前後に請求者に別の記号番号は払い出されておらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の記号番号が払い出されていることを確認することはできない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500560号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500214号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月20日

平成16年4月、A社を定年退職すると同時に嘱託として同社に再雇用され、同年12月20日に給与と一緒に賞与を支給されたが、厚生年金保険に賞与の記録がない。請求期間に賞与が支給された証拠として、預金通帳の写しを提出するので、請求期間の標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳によると、A社から請求期間前後の平成16年11月19日、平成17年1月20日及び同年2月18日に同額の振込みがあったことが確認でき、平成16年12月20日の振込額は、上記期日の振込額と比べ13万8,702円多いことが確認できる。

しかしながら、A社は、平成16年12月の賞与の支給日は同年12月9日であり、賞与の支給対象者ではなかった請求者に賞与を支給していない旨陳述しており、上記平成16年12月20日支給の13万8,702円については、通勤費及び年末調整による差額を支給したものであり、賞与ではないため、賞与に係る厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、上記預金通帳において、A社から平成16年12月に振込があったのは同年12月20日のみであり、同年12月9日について振込みは確認できない。

さらに、平成16年12月9日に賞与の支給がなかった同僚は、請求者と同様に臨時職員であり、同年12月20日に給与と年末調整による差額が振り込まれたことを記憶している旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500504号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500215号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年10月13日から同年11月13日に訂正し、昭和49年10月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月13日から同年11月13日まで

年金記録を確認したところ、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないことが分かった。請求期間当時は、本社の移転や営業所の統廃合があった頃で、私が同社のC営業所からD市の本社に異動した時期でもある。請求期間は同社に継続して勤務していたので、同社における資格喪失年月日を昭和49年10月13日から同年11月13日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の事業を継承しているB社発行の在籍証明書、同社の取締役管理部長の陳述及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社C営業所から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の取締役管理部長及び同僚の陳述から昭和49年11月13日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

B社の事業主は、昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。